

# 平成25年富良野広域連合議会 第1回定例会報告

## 平成25年度予算総額 23億3,354万6千円

本定例会では、広域連合の行政執行方針が広連合長から示され、議案6件（予算2件、人1件、条例改正等3件）が原案通り可決されました。

また、文教環境委員会から閉会中の継続調査として、「学校給食センターの今後のあり方にいて」の調査報告がありました。

教育委員会委員の任命については、生駒俊夫（南富良野町）の辞任に伴い、上林康政氏（南良野町教育委員会委員）が任命されました。可決された主な案件は、次のとおりです。

**議案第2号 平成24年度富良野広域連合一般会計補正予算（第5号）**

**歳入歳出それぞれ 2,351万1千円を減額**

**《主な歳入補正》**

- 市町村負担金減  $\triangle 2,618\text{万}4\text{千円}$
- 消防手数料増（危険物許可申請手数料） $91\text{万}8\text{千円}$
- 学校給食費収入増（富良野学校給食センター給食費収入等） $255\text{万}9\text{千円}$
- 消防債減（消防水利施設整備事業債等） $\triangle 100\text{万円}$

**《主な歳出補正》**

- 一般管理費減（事務所使用等負担金、各種手当等） $\triangle 57\text{万}7\text{千円}$
- 衛生センター管理費減（管理運営費、各種手当等） $\triangle 477\text{万}9\text{千円}$
- 畜産業費減（牧場管理運営費、各種手当等） $\triangle 242\text{万}1\text{千円}$
- 消防本部費減（一般事務費等） $\triangle 66\text{万}7\text{千円}$

- ・ 富良野消防署費減（一般事務費、一般職給料、各種手当等）△521万2千円
- ・ 上富良野消防署費減（各種手当）△60万円
- ・ 中富良野支署費減（一般職給料、各種手当等）△362万3千円
- ・ 南富良野支署費減（一般事務費等）△41万7千円
- ・ 占冠支署費減（一般事務費、市町村職員共済組合負担金等）△54万5千円
- ・ 富良野消防団費減（警戒・災害出動費用弁償等）△132万4千円
- ・ 富良野施設費減（車両修繕料、防火水槽新設工事費等）△187万7千円
- ・ 中富良野施設費減（車両購入費）△205万1千円
- ・ 富良野学校給食センター費増（賄材料費等）198万7千円
- ・ 公債費減（地方債償還利子）△90万7千円

○議案第3号 富良野広域連合教育委員会委員の任命について

上林康政氏（南富良野町教育委員会委員）の任命に同意

『制定・改正された条例等の概要』

○議案第4号 富良野広域連合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定

- ・ 地域主権一括法（通称）により、これまで国が政省令で定めていた施設等の設置管理基準を市町村の条例で定めることとなつたことにより、施設に置く技術管理者の資格基準を条例で定めるもの。

一部改正

○議案第5号 富良野広域連合議会会議規則の

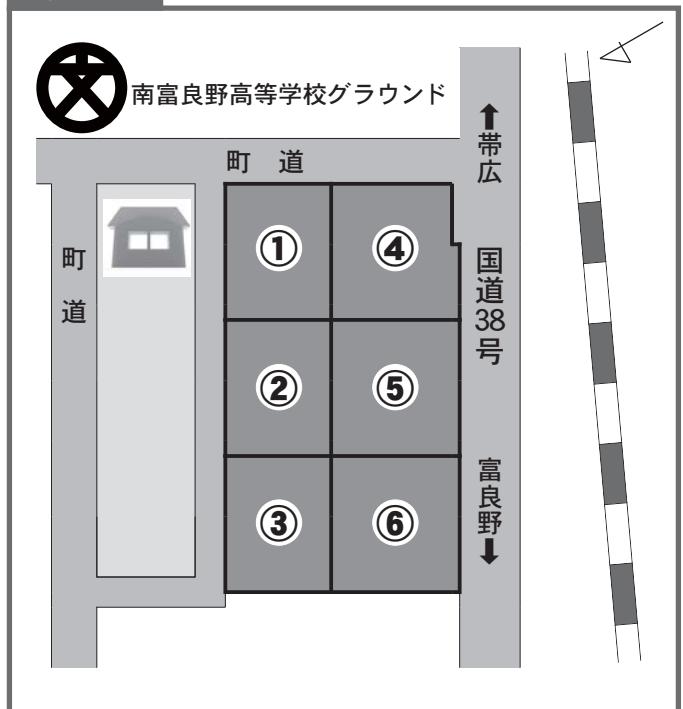
・ 地方自治法の改正により、本会議における

平成25年度一般会計予算概要			
歳入区分	歳入金額	歳出区分	歳出金額
分担金及び負担金	19億5,913万9千円	議会費	462万3千円
使用料及び手数料	4,370万3千円	総務費	5,426万6千円
財産収入	388万3千円	衛生費	1億9,574万1千円
寄附金	1千円	農林業費	7,969万0千円
繰越金	1千円	消防費	12億6,918万7千円
諸収入	2億7,361万9千円	教育費	4億6,339万5千円
連合債	5,100万0千円	公債費	2億6,364万4千円
国庫支出金	220万0千円	予備費	300万0千円
歳入合計	23億3,354万6千円	歳出合計	23億3,354万6千円

# 「商業・賃貸共同住宅用分譲地」 購入希望者募集中

幾寅地区の町有地を商業用地・賃貸共同住宅用地として分譲しています。

雙寅地區



### 区画別分譲面積・価格一覧表

番号	面 積	単価(m <sup>2</sup> )	分譲価格
①	722. 56m <sup>2</sup>	3, 500円	2, 528, 960円
②	722. 56m <sup>2</sup>	3, 500円	2, 528, 960円
③	722. 56m <sup>2</sup>	3, 500円	2, 528, 960円
④	909. 35m <sup>2</sup>	3, 500円	3, 182, 725円
⑤	943. 35m <sup>2</sup>	3, 500円	3, 301, 725円
⑥	945. 24m <sup>2</sup>	3, 500円	3, 308, 340円

墓集要件

- ①本町に在住する者及び在住を希望する個人または法人。  
※賃貸共同住宅の場合は、居住要件を問いません。
  - ②自ら商業用の店舗などを建設するために分譲地を必要とする個人又は法人。  
※店舗を建設される方は居宅を併設することができます。
  - ③分譲地購入前に、具体的な計画を町へ提示することができ、購入後に直ちに建物の建設に着手できること。
  - ④分譲地に計画された店舗等を建設することなく、分譲地の転売はできません。

赤 墓 方 法

- ・「土地購入申込書」に建物計画書などを添付して、役場企画課まで提出願います。  
※「土地購入申込書」は、役場企画課に備え置いてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。



### 分譲の決定など

- ①申込のあった内容を審査の上、決定します。  
なお、審査の結果、同一区画地や区画数を越える  
申込があった場合は、抽選により決定します。

②契約締結後、町が発行する納入通知書により20日  
以内に代金を完納していただきます。

③代金完納後、所有権移転登記を行います。

助 床 制 床

「賃貸共同住宅」を建設される場合や「新たに事業をはじめの方」には、町の助成制度があります。

## 分譲地・助成制度の問い合わせ窓口

南富良野町役場 企画課企画振興係  
〒079-2402 空知郡南富良野町字幾寅867番地  
☎ 0167-52-2115 FAX 0167-52-2922  
E-mail kikaku@town.minamifurano.hokkaido.jp  
※町ホームページにも詳しく掲載していますので  
ご覧ください。  
<http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp>